

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 22 件 |
| 国民年金関係                        | 15 件 |
| 厚生年金関係                        | 7 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 43 件 |
| 国民年金関係                        | 25 件 |
| 厚生年金関係                        | 18 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年3月まで  
② 昭和48年10月から54年12月まで

申立期間①の国民年金保険料は、20歳になった際に、A区役所で国民年金の加入手続をし、当初は自分で納付し、途中から自分と兄の生活費を管理していた祖母が自分に代わって納付していた。申立期間②の保険料は、すし職人として優遇され比較的裕福な生活をしていて、その期間に保険料を納付していたことを記憶している。

いずれも未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった申立期間①当初の昭和45年1月ころにA区役所で加入手続をし、当初は申立人が保険料を納付し、途中から祖母が申立人の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に払い出されており、申立人の兄は、祖母が申立人に代わって途中から保険料を納付していたことを証言していることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②については、申立人は、納付金額、納付方法などの納付に関する記憶が不明瞭であり、納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらないことから保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年11月から46年12月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できなかったとの回答を得たが、納付しているはずであり未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和55年にA町（現在のB市）へ引っ越してきた際に町役場で国民年金の住所変更手続きをしたことや、郵送されてきた国民年金保険料納付書を持ってC銀行（現在のD銀行）E支店へ行き、夫の分と一緒に保険料を納付したという具体的な記憶がある上、その夫の年金記録では、申立期間②は納付済みとなっており、保険料を納付したという申立人の主張に不自然さはみられない。

また、夫の昭和55年10月から同年12月までの保険料納付記録は、当該期間の領収書があったことから未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に<sup>かし</sup>瑕疵が認められる。

2 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金加入手続きと保険料納付をしていたとしているが、申立期間①当時の納付手続きについて具体的な記憶が無く、申立期間①当時、申立人が住んでいたF県G町（現在のH市）では、国民年金被保険者名簿等の資料が見当たらず、申立人の国民年金加入を裏付ける記録は確認できなかった。

また、申立人の申立期間①における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1608

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間については、配偶者の勧めで、昭和 36 年 4 月から国民年金に任意加入し、保険料を欠かさず納付してきたので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立期間は、3 か月と短期間であり、申立人の夫は、申立期間を含め国家公務員として継続して勤務していることから、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年6月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年6月まで  
② 昭和46年1月から同年6月まで  
③ 昭和53年4月から同年6月まで

社会保険事務所から、申立期間について国民年金保険料の納付が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①の時期は、当時、住み込んでいた和菓子屋に来ていた集金人による集金で保険料を納付した。申立期間②の時期は、結婚後、A区に転居したが、夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。また、申立期間③の時期は、B市に転居したばかりだが、独立開業した和菓子屋の経営が順調にゆきつつある時期であり、保険料を納付しないということは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をA区で納付したとしているところ、申立人の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料について未納とされていることは不自然である。

また、申立期間③について、B市及び社会保険事務所の記録で昭和53年2月21日にB市で転居手続を行っていることが確認できるところ、B市では、当時、住所変更手続後1か月程度で納付書を送付していたとしていることから、昭和53年度分の納付書が同年度当初に送付されていることがうかがわれるほか、申立期間③に続く同年7月から申立人が

満 60 歳となる平成 19 年 12 月の前月まで 353 か月にわたり継続して保険料を納付し、納付意欲の高さがうかがわれる申立人が、B 市への転入直後の申立期間について保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②及び③の期間は、6 か月及び 3 か月といずれも短期間である。

- 2 申立期間①については、申立人が住み込んでいた和菓子屋に来ていた集金人に保険料を納付したと申し立てているものの、保険料を納付した金額、納付周期等納付に係る記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 46 年 6 月 8 日以降であることが確認できるが、申立期間①において別の国民年金手帳記号番号の払出しをうかがわせる事情が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間、59年10月から60年9月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで  
② 昭和59年10月から60年9月まで  
③ 昭和62年1月から同年3月まで

会社を退職した後は、国民年金に加入するのが当然と思い、元妻と一緒に国民年金に加入し、元妻が国民年金保険料を納付した。申立期間については、すべて元妻がA区役所の窓口等で、納付書に基づいて保険料を納付していたので未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、昭和46年に国民年金に加入し、申立期間については、申立人の元妻が、A区役所等の窓口で納付書に基づいて夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人とその元妻の国民年金手帳記号番号は46年8月21日に連番で払い出されており、かつ保険料を納付したとする元妻は、保険料や他に支払いが必要な公共料金等を支払先別に封筒に仕分けして管理していたこと、区役所から送付された納付書を持って3か月ごとに区役所窓口や銀行、信用金庫で納付していたことなど、国民年金保険料の納付状況を具体的に記憶しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、不動産業を営んでおり、国民年金保険料を納付する資力を十分に有していたと思われるとともに、申立人は、申立期間③以降60歳になる平成12年1月まで国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識の高さもうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 1614

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から49年3月まで

平成19年7月19日に昭和43年8月から49年3月の国民年金保険料について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金の加入手続はA地で行い、黄土色のマス目のある国民年金手帳を持っていた。折ってある納付書でB市役所に現金で保険料を納めた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に結婚したことを契機に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したものの、長男を懐妊したことによる体調不良等のため一時保険料の納付ができない期間が生じてしまったが、43年8月にB市（現在は、C市）に転居した際に国民年金の住所変更手続を行い、保険料の納付を再開したとする主張は、具体的で不自然さはみられない。

また、申立人の夫は、当時から不動産業を営んでおり、担当税理士から「当時の書類は保管していないが、毎年国民年金保険料を申告していた。」との証言があり、夫も「自分が国民年金に加入する以前から、妻は国民年金保険料を納付していた。」と述べている。

さらに、特殊台帳の住所欄には「B市D地（43.4.1）」の記載があるが、E区の戸籍の改正原附票ではB市への転居は43年8月20日であり、行政の記録に齟齬がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
国民年金保険料は、妻の分と一緒に納付していた。申立期間が未納とされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っていることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、確認できるすべての期間について、夫婦一緒に納付していることが確認できるとともに、申立期間に係る妻の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に変化が認められないにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは不自然であり、かつ、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が私を含むその子供（長男、4男）と長男の妻の分を一緒に納税組合であるA村B組合を通じて納付していた。私のみ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その父親が申立人を含む家族の分をまとめて納税組合であるA村（現在は、C町）B組合を通じて納付していたとしているところ、申立期間以外の未納は無い上、同居していた国民年金制度の対象である長兄及びその妻、兄（4男）は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に達するまですべて完納しており、家族の納付意識が高いと思われる。

また、社会保険庁の納付記録によると、申立期間直後の昭和44年4月から45年3月の国民年金保険料が年金手帳に検認印があるとして、平成20年1月11日付で納付済みと訂正されている上、特殊台帳の住所欄には、昭和40年12月10日にA村からD区に転出し、44年12月10日にD区よりA村へ転入と記載されているが、申立人の改製原戸籍及び原戸籍の附票にはA村からD区への転出、転入の記録が無く、特殊台帳でD区に在住していたとされる40年12月から42年9月までの保険料をA村で納付している記録がある等、行政の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から49年2月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料は、母、兄、兄嫁の保険料と一緒に町内会の役員に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年2月の国民年金保険料については、社会保険庁の記録では未納となっているが、申立人の所持するA市役所発行の国民年金手帳袋で当該月に町内会役員の押印が確認できることから、当該月は保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年12月から49年1月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、49年2月であり、この時点では申立期間の一部は現年度納付ができない上、過年度納付を行った形跡も見当たらない。

また、一緒に国民年金保険料を納付したという母と兄は、申立期間の保険料は納付済となっているが、兄嫁は、申立期間のうち昭和46年12月から48年9月までの期間は未納となっており、申立人と兄嫁と一緒に保険料を納付していた事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 3 月に厚生年金保険に加入し、48 年 8 月に会社を退職した後、引続き国民年金に加入し、60 歳までの期間のうち、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が、夫婦の保険料と一緒に納付書により金融機関で納付したはずであると主張しているところ、申立人の妻の申立期間に係る保険料は納付済である上、申立期間の前後を通じて仕事や住所に変更は認められないことから、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和49年3月ごろ主人の父に勧められ、その足でA市役所B支所へ行って手続をした。その時職員から「2年間さかのぼって加入できるので納めてもらえませんか。分割でもかまいません」と言われ、持ち合わせていたお金で3か月分を支払った。主人が亡くなり遺族年金の手続に行った際、納付したはずの私の保険料が未納になっているとのことだった。そんなことは絶対にあり得ないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ごろA市役所で国民年金加入手続をした際、職員から2年間さかのぼって納付できると言われたと主張しているところ、当日の所持金で支払える3か月分を郵便局で納付し、現年度分の国民年金保険料に優先して過年度分の保険料を納付していたとする記憶は具体的で不自然さはない。

また、申立人の国民年金加入日は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年5月10日の払出簿によると、申立人の前後にある加入者の加入日から、52年3月ごろと推認できることから49年3月ごろに加入手続をしたとする申立人の主張に錯誤があった可能性も考えられ、申立人もその旨肯定している。

一方、申立期間のうち、昭和47年3月から49年12月までの国民年金保険料

は時効により納付することができない期間である上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年12月まで

申立期間については、他界した夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一括で特例納付したと聞いている。申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、他界したその夫が申立期間の国民年金保険料を一括で特例納付してくれたと申し立てているところ、申立人の次男が昭和54年に帰省した際に、A市の広報紙で第3回国民年金特例納付制度を知り、父親に「母の年金は大丈夫か」と聞いたところ、「母の年金は今回の国民年金特例納付制度で未納保険料を一括納付したから心配無い」と聞いて安心したと証言している上、A市からも当時、市の広報紙で特例納付制度の広報を行い、かつ、個別に保険料を計算し納付を促していたとの回答が得られたことから、申立人の申立内容は、基本的に信用できる。

また、申立人の次男は、昭和54年当時、その父は酒の卸業、小売業を手広く営んでいたとも証言しており、事実、B商工会議所からは、その父が経営する有限会社Dは、年商2億円を超えていたとの回答が得られたことから、申立人の夫は一括で特例納付できる資力があったものと認められる。

さらに、申立人は、大正13年9月生まれで、国民年金の受給資格要件が納付期間228か月とされているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、第3回特例納付実施期間内である昭和54年11月ごろ払い出しの



国民年金手帳記号番号により、52 年 1 月から納付を開始しているが、その時点では 51 年 12 月以前の未納期間についても特例納付を行うことを前提に納付をしない限り、受給資格要件を充足できないことから、申立人が申立期間の特例納付をしなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで  
父が障害年金を受給していたことから、両親から年金の重要性を常に言われていたので、私も年金については未納期間が無いようにしてきたつもりである。未納期間が存在することに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料を納付しており、かつ、保険料納付済期間の大部分の期間において付加保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和43年8月の会社退職後にA区役所で国民年金の加入手続を、43年10月の結婚後に住所移転先のB区役所で強制加入から任意加入への種別変更を行ったと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳により、その発行日（昭和44年6月17日）前にこれら手続が行われていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない上、行政の記録管理にも何らかの不備があったことがうかがえる。

さらに、申立期間は8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和44年4月から同年12月まで

申立期間①については、昭和36年ごろA地で一緒に働いていた友達に誘われて国民年金に加入し、B区役所から来た女性の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、当時、夫がC市で鉄工所を経営しており、市職員が集金に来ていたので、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、集金に来ていたC市職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたこと、保険料額は1か月300円ぐらいであったことを述べているところ、申立期間当時、C市では集金人による国民年金保険料徴収を行っており、納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と一致することから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は申立期間②は納付済みである上、申立期間②は9か月と短期間で、その前後は納付済みであり、申立人の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年ごろ職場の同僚に誘われて国民年金に加入し、B区役所から来た集金人に2か月に一度、1か月360円ぐらいの国民年金保険料を納付したとしているが、当時、

B区では3か月ごとに集金を行っており、保険料額は月額100円であることから記憶に錯誤がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月ごろ払い出されており、申立期間の一部は時効により納付できず、一部は過年度で納付することとなるが、申立人には過年度納付した記憶は無く、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年11月まで

夫は自衛隊員だったので、国民年金に加入しなくてもよいとのことだったが、老後のことを考え、近所の友人と一緒にA区役所に行って国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、区役所窓口又はB銀行（現在は、C銀行。）で毎月納付していたと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間中は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後において申立人の経済状況に変化は無く、申立人が申立期間の保険料を納付できない特別な事情があったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以降、複数回にわたる国民年金被保険者の種別変更手続を適正に行っているほか、申立期間は14月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、19年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社（現在、株式会社B。以下同じ）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和18年4月から19年1月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月9日から19年2月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社C工場に勤務していた昭和18年4月9日から19年2月1日までの期間が欠落している。申立期間については、多くの同僚と一緒にD工場に異動するまで勤務していた。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

申立人の申立内容により、申立期間当時、申立人がA株式会社C工場に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人について、A株式会社C工場において、昭和18年4月21日の資格取得が確認できる上、同じ業務に従事し、同社D工場において一緒に資格取得している同僚についても、同日資格取得、19年2月1日資格喪失の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する申立期間の厚生年金保険被保険者資格の得喪については、昭和18年4月21日に資格取得し、19年2月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同社D工場資格取得時の被保険者名簿の記録により、昭和18年4月から19年1月までの期間を30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年6月1日から44年5月20日までの期間について、事業主（A株式会社）は、申立人が43年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年5月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係るA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年6月及び同年7月の標準報酬月額については4万8,000円、同年8月から44年4月までの標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から44年9月30日まで  
② 昭和45年4月30日から46年4月2日まで  
③ 昭和47年8月20日から48年2月25日まで  
④ 昭和48年10月29日から49年4月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはB株式会社のC支店、申立期間②についてはA株式会社、申立期間③についてはD株式会社、申立期間④についてはA株式会社に勤務していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人はB株式会社C支店に勤務したと主張しているところ、申立期間のうち、昭和43年6月1日から44年5月20日までの期間については、社会保険事務所の記録により、A株式会社において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間においてA

株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、昭和 43 年 6 月から 44 年 4 月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、43 年 6 月から同年 7 月までは 4 万 8,000 円、同年 8 月から 44 年 4 月までは 6 万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 44 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間については、社会保険庁の記録により、B 株式会社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の 44 年 10 月 1 日であることが確認でき、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票も無い。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票も無い。

申立期間④については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票も無い。

このほか、申立期間①のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間並びに 44 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間、申立期間②、③及び④については、それぞれの事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間並びに 44 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 57 年 8 月 26 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 57 年 7 月の標準報酬月額については、28 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 31 日から 61 年 3 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aでの資格喪失日が昭和 57 年 7 月 31 日となっている。実際退職は昭和 61 年 2 月末であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 60 年 10 月 31 日まで有限会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、57 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、有限会社Aは昭和 58 年 1 月 5 日付けで、57 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているところ、当該全喪年月日は、当該処理日以前の同年 9 月 7 日付けで資格喪失処理された被保険者の資格喪失日と同日であることが確認できる。

また、昭和 58 年 1 月 5 日に被保険者資格喪失届が提出された者は 9 名おり、事業主のみが 57 年 8 月 26 日、申立人を含む 4 名が 57 年 7 月 31 日、残り 4 名が同年 6 月 30 日に被保険者の資格を喪失しているところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、当該喪失日以降の同年 8 月 1 日時点の被保険者を対象とする同年 10 月の標準報酬月額の定時決定が同年 8 月 11 日付けで行われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、全喪処理日の 57 年 8 月 26 日であると認められる。

2 申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 26 日から 60 年 11 月 1 日までの期間は、雇用保険の加入記録により継続して勤務していたことが明らかであるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、同社は既に全喪しており、申立内容に係る事実を確認できる関連料資及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 26 日から 60 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間のうち、昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 1 日までの期間は、雇用保険の加入記録が無く、事業主も 60 年 10 月末で倒産したと証言しており、継続して勤務していたことが推認できず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、同社は既に全喪しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 1 日の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 昭和 57 年 7 月の標準報酬月額については、同年 6 月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月21日から同年7月15日まで  
② 昭和35年7月15日から36年5月16日まで  
③ 昭和36年7月21日から同年9月21日まで  
④ 昭和36年10月14日から39年12月11日まで

一時金を受領したとされるとき、私は出産後まもなくのこともあり、受取手続をした記憶がない。脱退手当金という制度も知らなかったし、申立期間の最後に勤務した株式会社Aからも説明がなかった。出産後子育てに忙しく、同社及び社会保険事務所にも行ったことがなかった。この記録に納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年12月14日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和40年12月21日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月12日から32年2月5日まで  
② 昭和32年6月1日から42年4月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和42年8月3日に脱退手当金を受領したことになっているが、②の期間はA株式会社に約10年も勤め、退職後も結婚する意思もなく働き続けてきた。この約10年間の重みを理解していただきたく、本申立てに及んだ。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金請求期間の最終事業所における申立人の厚生年金保険資格取得日前後170名のうち、女性の被保険者は1名であり、事業主及び同僚の証言からも事業主による代理請求は考え難い。

また、申立人は当該事業所の資格喪失日と同日に他の事業所に勤務していることが社会保険庁の厚生年金保険記号番号払出簿から確認でき、その後も長期に渡り厚生年金保険適用事業所に勤務しており、年金を継続する意思を有していると認められることから、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間②について、申立人に係る標準報酬月額が26万円であると認められることから、平成5年10月から6年7月までの標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。
- 2 申立期間③について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、平成6年8月から同年12月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。
- 3 申立期間④について、申立人が申立期間に勤務していたとする株式会社Bは、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成7年1月1日に、また、資格喪失日を同年11月1日に訂正し、標準報酬月額を26万円とすることが必要である。  
なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 4 申立期間⑤について、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Cにおける標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。  
なお、事業主は、平成7年11月及び同年12月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成4年2月28日から同年6月16日まで  
② 平成5年10月1日から6年8月31日まで  
③ 平成6年8月31日から7年1月1日まで  
④ 平成7年1月1日から同年11月1日まで  
⑤ 平成7年11月1日から8年1月1日まで  
⑥ 平成12年8月1日から13年8月21日まで

昭和61年9月1日から株式会社Dに勤務し、その後、平成13年8月20日に株式会社Cを退職するまで、人事異動によりグループ会社で勤務を続けたが、平成4年2月28日から同年6月15日まで勤務した株式会社E、平成6年8月31日から同年12月31日まで勤務した株式会社A、平成7年1月1日から同年10月31日まで勤務した株式会社B及び平成12年8月1日から13年8月20日まで勤務した株式会社Cでの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。厚生年金保険料が控除されている給与明細書や源泉徴収票があるので、この間を被保険者期間として認めてほしい。（申立期間①、③、④及び⑥）

また、平成5年10月から6年7月までの期間、7年11月及び同年12月については、厚生年金保険の被保険者期間とはなっているが、標準報酬月額が実際の報酬額より不当に引き下げられている。給与明細書や源泉徴収票によると厚生年金保険料は実際の報酬額に合わせた金額が控除されているので、その金額に見合う年金額を認めてほしい。（申立期間②及び⑤）

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が平成4年6月16日から6年12月31日まで継続して株式会社Aに勤務していたことが確認でき、この間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録により、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）の後の平成8年1月5日付けで、申立人を含む複数名が6年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる上、同時に、5年10月1日に遡及して申立人の標準報酬月額が26万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録及び当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を平成7年1月1日に訂正するとともに、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円と訂正することが必要と認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から 26 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録から、申立期間である平成 7 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで株式会社 B で勤務していたことが確認でき、この間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額などから 26 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社 B は、平成 4 年 2 月 28 日に休業を理由として全部喪失しており、申立期間④については適用事業所としての記録が無い。しかし、上記の給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録などから、同社は、申立期間④においても営業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間④において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑤については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張する 26 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社 C に勤務した平成 7 年 11 月及び同年 12 月は 26 万円と記録されていたが 9 万 8,000 円へと訂正されていることが確認できることから、事業主が当該訂正に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められ、事業主は申立人に係る 26 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間①については、申立人が勤務していたとする株式会社 E は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が確認できない。

また、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合

的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間⑥については、申立人が株式会社Cに勤務していたことは雇用保険の記録からうかがえるものの、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案693

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年7月3日までの期間及び44年10月26日から45年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格取得日に係る記録（昭和42年7月3日）を42年5月1日に、資格喪失日に係る記録（昭和44年10月26日）を45年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円、申立期間③のうち44年10月から45年3月までの期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月から同年9月1日まで  
② 昭和42年5月から同年7月3日まで  
③ 昭和44年10月26日から45年5月1日まで

申立期間①については昭和23年3月からB株式会社（現在C株式会社。以下同じ。）に勤務していた。また、申立期間②及び③についてはA所に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除され、45年3月までは給料支払明細書もある。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び申立期間③のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間については、給料支払明細書により、申立人がA所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ちなみに、申立人が提出した給料支払明細書の控除項目の記載は、健康保険料欄のみの記載、厚生年金保険料欄のみの記載等、記載方法が区々となっているが、月によっていずれかの保険料のみを控除していたとは考え難いことから、両方の保険料の合計控除額を記載していたもの

と推認できる。

また、標準報酬月額については、A所における給料支払明細書の保険料控除額から申立期間②は2万円、申立期間③のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において昭和42年7月3日を被保険者資格取得日とする届出を同月7日に受け付けていることが推認でき、社会保険事務所は申立人に係る同年5月及び6月の保険料について納入の告知は行っておらず、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間③のうち、44年10月から45年3月までの期間については、A所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、45年4月30日に、申立人他14名の従業員について、当該事業所が適用事業所でなくなった44年10月26日にさかのぼって被保険者資格を喪失させる被保険者資格喪失届を受け付けていると推認でき、事業主は当該期間の保険料を納付していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和45年4月については、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、給与支払明細書も無い上、国民年金保険の納付記録があり、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①については、当時の同僚の証言から申立人が申立期間当時B株式会社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、社会保険事務所が管理する同社に係る被保険者原票の資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、同社では、当時の関係資料は既に処分しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 63 年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、昭和 63 年 9 月に加入手続をしてから、申立期間の保険料を毎月の保険料に加算して納付したので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月に国民年金の加入手続を行った後、毎月の現年度保険料に加算して、申立期間の過年度保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月 4 日以降に払い出されていることから、同時点では時効により申立期間の保険料をすべて納付することはできない。また、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの過年度保険料は、2 年 6 月から 3 年 4 月までの間に、おおむね毎月の現年度保険料に加算して納付されたことが確認できることから、その主張には齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 4 月までの期間及び 38 年 6 月から 46 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 4 月まで  
② 昭和 38 年 6 月から 46 年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②が未納と言われたが、20 歳になった時に母に国民年金の加入の手続をしてもらおうとともに、私が結婚するまでは保険料を納付してもらい、その後は自分で納付したので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 37 年 11 月にその母親が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれ、昭和 39 年 9 月の結婚後はその夫も国民年金の加入手続を行い、それ以降は夫婦で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿及び A 市の国民年金被保険者名簿により、46 年 12 月 15 日に払い出されたことが確認できるとともに、夫の国民年金手帳記号番号もその前後の手帳記号番号から同様に 46 年 12 月 15 日ごろ払い出されたことが推認できるため、この時点では、夫婦共に、申立期間①のすべて及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年6月まで

A県の実家を離れB地で生活していた申立期間当時、親から「20歳になったらこちら(A県)で国民年金に入り、保険料を納めておく」と聞いていたので、親が加入手続をして保険料を納めていたはずであり、他の兄弟には未納期間が無いのに私だけ申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納めていたはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿から実家所在地のA県C町(現在は、D市)で申立期間後の昭和42年7月ごろに払い出されていることが推認できるとともに、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。また、申立人が結婚する際に親から渡されたとする国民年金手帳(同年8月23日発行)の印紙検認記録から、同年9月25日に同年4月から9月までの保険料を納付したことが確認でき、この時点で最大限さかのぼって保険料を納付したものの、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から48年7月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができないとの回答を受けたが、私は、会社を退職後、納税組合を通じて保険料を納めていたので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所を退職後、昭和41年6月に国民年金に加入し、納税組合を通じ保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿によると56年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、かつ、申立期間は、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者であったため、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間当時、納付したとしている国民年金保険料額については、定かではないと申述しているとともに、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月の結婚直後に、夫の国民年金保険料を集金に来ていた A 区役所の職員の勧誘を受け、国民年金に加入したが、その際、集金人に保険料をさかのぼって 3 年分納付すれば、夫と同じ年に年金がもらえると言われ、そのとおりに保険料をさかのぼって一括納付し、その後も保険料を夫婦一緒に欠かさずに納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月の結婚直後に、夫の国民年金保険料を集金に来ていた A 区役所の職員の勧誘を受け、国民年金に加入すると同時に、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 3 月までの 3 年分の国民年金保険料を同集金人にさかのぼって一括納付したと主張しているが、その夫は、36 年 4 月から 42 年 9 月までの保険料を B 市で納付していたことが、年金手帳の国民年金印紙検認記録から確認できることから、その主張には齟齬がみられるとともに、2 年を超えて過年度保険料を納付することはできない上、国庫歳入金となる当該保険料を同区の集金人が集金できたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが推認できる昭和 44 年 1 月時点では、申立期間の保険料の大半は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 埼玉国民年金 事案 1601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで  
区役所の職員が毎月集金に来てくれ、夫婦二人分の国民年金保険料として200円を納付していたことを覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻の国民年金手帳には申立期間以降には保険料を納付したことを示す検認印が押してあるものの、申立期間にはこれが確認できない。

また、申立人は、その妻の国民年金手帳の昭和36年度の国民年金印紙検認台紙には、割印が押してあるとともに、当時夫婦で同様に保険料を納付していたため、紛失した自分の手帳にも同様に割印があったと考えられることから、申立期間の保険料を納付していたのだと思うと主張しているが、通常、当該割印は、国民年金印紙検認台紙を切り取る際の検認印として押されるものであり、保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで  
昭和 44 年に夫から勧められ、A 町役場で国民年金に任意加入した。国民年金保険料は、ずっと地区の集金で納めていた。申立期間については国民年金の加入資格が無いとのことだが、役場に行つて資格喪失手続をした記憶は無く、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年に国民年金に任意加入して以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、地区の集金を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間について保険料を納付した時期、保険料額等の記憶が薄く、具体的な納付状況が不明確である。

また、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳には、昭和 59 年 4 月 7 日に国民年金任意加入資格を喪失した記載があり、A 町の被保険者名簿にも同様の記録が記載されている等、その記録に不備はみられず、被保険者資格を喪失している者に対して納付書が作成されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで  
申立期間については、毎月、保険料を夫の分と共にA市役所（現在B市、以下同じ）C支所等で納付しており、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和59年1月ころ、会社から渡された現在保持している年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をA市役所C支所等で納付したとしているが、当該年金手帳には、60年7月から在住したA市D地の住所のみが記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、昭和61年3月ころであり、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、加入手続を行ったと推定できる昭和61年3月ころの時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、申立人はこの様な納付を行った記憶はなく、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間、50年7月から51年4月までの期間、55年8月から56年4月までの期間及び57年11月から62年3月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで  
② 昭和50年7月から51年4月まで  
③ 昭和55年8月から56年4月まで  
④ 昭和57年11月から62年3月まで

申立期間①については、自分が学生であったため、母親が加入手続と納付をしてくれ、申立期間②、③及び④については、自分で加入手続をし、納付をしてきたはずである。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、その母親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の母親は既に他界していて証言が得られず、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付に関与しておらず、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。
- 2 申立期間②及び③について、申立人は、自分でA町役場にて加入手続を行い、町役場又は当時のB金庫C支店で保険料を納付したはずとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金加入時期は、昭和57年11月1日であり、それ以前に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

- 3 申立期間④について、申立人は、会社を退職後、昭和 57 年 11 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、町役場窓口又は町役場内の D 銀行（現在は E 銀行。以下、同じ）で国民年金保険料を納付したとしているが、A 町役場によれば、役場内に D 銀行が出張所を設けたのは、平成元年以降としており、また、申立人が納付したとしている保険料額も、申立期間の保険料額と相違している。
  
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年から 64 年までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成 8 年から 14 年までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年から 64 年まで  
② 平成 8 年から 14 年まで

申立期間①については、母親が A 市 B 区役所で加入手続をしてくれ、自分のアルバイト料から保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。申立期間②については、郵送されてきた納付書とともに同封されていた申請免除用紙に記入し、郵送していたので免除期間となっているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金の加入手続をし、保険料は、毎月のアルバイト料から金融機関に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付したと記憶している保険料額 1 万円は当時の保険料額 7,400 円と相違し、保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、郵送されてきた免除申請用紙に必要な事項を記入して郵送し、結果の通知は一切なかったものの、申請全額免除手続は完了したものだと思っていたが、後日、何十万円という金額の保険料未納分の督促通知がきたとしている。しかし、B 区役所によれば、申請免除適否の結果は、毎年度、必ず通知するものであり、未納者への督促は現年度分のみであり、当時の保険料額 1 万 2,300 円から 1 万

3,300 円では、1 年分でも 15～16 万円程度に止まり、申立人が記憶している何十万円という金額とは相違している。

また、申立人の、国民年金の加入及び保険料の納付記録は、ともに無く、それらを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 63 年から 64 年までの国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 8 年から 14 年までの国民年金保険料についても、免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月まで  
申立期間について子供がまだ小さく、自分の体調も悪かったため体調がよくなってからまとめて納付した。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が保管していた申立人の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間を含む昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月までの 21 か月間の保険料相当額を 40 年 9 月 1 日に一括納付したとしているが、申立期間はその時点で既に時効により納付できない期間となっていたため、他の未納期間である 39 年 10 月から 40 年 9 月までの期間に充当したことが明確に記されており、充当された期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人が納付したとしている申立期間の保険料相当額は、39 年 10 月から 40 年 9 月までの期間に充当されたとするのが自然である。

また、上記納付とは別に、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦の分を昭和39年度中にA町（現在はB市。以下、同じ。）のC公民館でさかのぼって分割納付しており、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和39年1月にA町役場で国民年金に夫婦で加入し、36年4月にさかのぼって保険料を納付すれば他の人と同様に年金がもらえると勧められたため、その妻が昭和39年度中に申立期間の保険料を夫婦一緒に地元のC公民館で3か月ごとに分割納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は41年4月ころであり、その時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料を分割納付した際、年金手帳に押印してもらったとしているが、当該納付は過年度納付となるため、納付書による納付となるはずであり、申立てのとおり、昭和39年1月に国民年金に加入したとしても、申立期間の一部は時効により納付できない期間となっているなど、国民年金制度との整合性がとれない点がある。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫婦の分を昭和 39 年度中に A 町（現在は、B 市。以下、同じ。）の C 公民館でさかのぼって分割納付しており、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した直後の昭和 39 年 1 月に B 町役場で国民年金に夫婦で加入し、36 年 4 月にさかのぼって保険料を納付すれば他の人と同様に年金がもらえると勧められたため、昭和 39 年度中に申立期間の保険料を夫婦一緒に地元の C 公民館で 3 か月ごとに分割納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は 41 年 4 月ころであり、その時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人は、申立期間の保険料を分割納付した際、年金手帳に押印してもらったとしているが、当該納付は過年度納付となるため、納付書による納付となるはずであり、申立てのとおり、昭和 39 年 1 月に国民年金に加入したとしても、申立期間の一部は時効により納付できない期間となっているなど、国民年金制度との整合性がとれない点がある。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月、同年12月から49年3月までの期間、50年10月から52年3月までの期間、55年4月から56年6月までの期間、59年4月から同年9月までの期間、60年4月から平成2年11月までの期間、7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月  
② 昭和37年12月から49年3月まで  
③ 昭和50年10月から52年3月まで  
④ 昭和55年4月から56年6月まで  
⑤ 昭和59年4月から同年9月まで  
⑥ 昭和60年4月から平成2年11月まで  
⑦ 平成7年4月及び同年5月

私と妻の年金記録を調べるため社会保険事務所に行ったが、そこで、思いがけず、でたらめな記録を目の当りにし憤慨に堪えない。これらの申立期間は、結婚前の期間は自分自身で、結婚後の期間は妻と2人で納付していた。申請免除もA県B市で初めて説明を受けて手続をしたのであって、その前に免除期間があるのもおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成4年3月に転入したA県B市において、初めて申請免除の手続をしたと主張しているが、同市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、昭和52年度の保険料から数回にわたって申請していることが確認できる上、59年10月から60年3月までの期間及び平成2年12月から4年3月まで期間は、その妻も免除期間であることから、転入前のこれらの記録を疑わせる事情は見当たらず、申立人の申立内容に矛盾がみられる。

2 申立期間①から⑦までの期間を納付したとする主張は、これらの期間を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付に関する申立人の記憶が曖昧なため、当時の保険料額や納付時期、納付場所、納付方法など具体的な納付状況が不明であり、しかも、これらの申立期間は7回と多数回である。

また、申立期間①及び②は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年5月9日の時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もない。

さらに、意見陳述において申立人は、当初主張していた現年度納付ではなく、特例納付制度により納付したことがあると主張しているが、申立人の納付金額、納付時期等の記憶が曖昧である上、昭和52年度から保険料を免除している申立人の納付状況からは、申立人が特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年2月までの期間、38年6月から同年8月までの期間、39年8月から45年3月までの期間、54年4月から57年3月までの期間、57年10月から59年9月までの期間、60年4月から平成2年11月までの期間、7年4月、同年5月及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から38年2月まで  
② 昭和38年6月から同年8月まで  
③ 昭和39年8月から45年3月まで  
④ 昭和54年4月から57年3月まで  
⑤ 昭和57年10月から59年9月まで  
⑥ 昭和60年4月から平成2年11月まで  
⑦ 平成7年4月及び同年5月  
⑧ 平成11年4月から12年3月まで

私と夫の年金記録を調べるため社会保険事務所に行ったが、そこで、思いがけず、でたらめな記録を目の当りにし憤慨に堪えない。これらの申立期間は、結婚前の期間は父親が、結婚後の期間は夫と2人で納付していた。申請免除もA県B市で初めて説明を受けて手続をしたのであって、その前に免除期間があるのもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成4年3月に転入したA県B市において、初めて申請免除の手続をしたと主張しているが、同市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、昭和59年10月から60年3月までの期間及び平成2年12月から4年3月までの期間を数回にわたって申請していることが確認できる上、当該免除期間はその夫も免除期間であることから、

転入前のこれらの記録を疑わせる事情は見当たらず、申立人の申立内容に矛盾がみられる。

- 2 申立期間①から⑧までの期間を納付したとする主張は、これらの期間を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①から③までの期間は、申立人自身が国民年金の手続や保険料の納付に関与しておらず、それ以外の申立期間については、申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>なため、当時の保険料額や納付時期、納付場所、納付方法など具体的な納付状況が不明であり、しかも、これらの申立期間は8回と多数回である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年2月から3月までの時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで  
申立期間の保険料については、昭和50年ごろ特例納付で制度発足時にさかのぼって加入できることを知り妻が手続をした。その時に支払ったのは2人分合わせて10万円ほどだったと思う。去年社会保険庁から年金特別便が届き、国民年金の加入月数と納付月数が異なっており、社会保険事務所へ照会したが納付事実を確認できないとのことだった。確かに特例で一括納付したのに未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ申立期間の国民年金保険料を、第二回特例納付によりその妻の保険料と合わせて10万円ほど納付したと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿で確認できる43年4月から47年12月までの期間の申立人の特例納付分及びその妻の40年4月から45年1月までの期間の特例納付分と申立人及びその妻の申立期間の合計の特例納付保険料額は22万2,300円であり納付金額とは大きな開きがある。

なお、申立人の昭和43年4月から47年12月までの期間及びその妻の40年4月から45年1月までの期間の特例納付保険料額は10万3,500円であり、申立人の納付額とほぼ同額であることから当該期間の特例納付を申立期間に特例納付したものと誤認した可能性も考えられる。

また、その妻と共に特例納付の開始時期をそれぞれの生年に合わせ、申立人は昭和43年、その妻は40年としていることから国民年金の受給要件を充足する範囲で特例納付を行ったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3年まで

申立期間の保険料については、昭和50年ごろ特例納付で制度発足時にさかのぼって加入できることを知り私が手続をした。その時に支払ったのは2人分合わせて10万円ほどだったと思う。去年社会保険庁から年金特別便が届き、国民年金の加入月数と納付月数が異なっており、社会保険事務所へ照会したが納付事実を確認できないとのことだった。確かに特例で一括納付したのに未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ申立期間の国民年金保険料を、第二回特例納付によりその夫の保険料と合わせて10万円ほど納付したと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿で確認できる40年4月から45年1月までの期間の申立人の特例納付分及びその夫の43年4月から47年12月までの期間の特例納付分と申立人及びその夫の申立期間の合計の特例納付保険料額は22万2,300円であり納付金額とは大きな開きがある。

なお、申立人の昭和40年4月から45年1月までの期間及びその夫の43年4月から47年12月までの期間の特例納付保険料額は10万3,500円であり、申立人の納付額とほぼ同額であることから当該期間の特例納付を申立期間に特例納付したものと誤認した可能性も考えられる。

また、その夫と共に特例納付の開始始期をそれぞれの生年に合わせ、申立人は昭和40年、その夫は43年としていることから国民年金の受給要件を充足する範囲で特例納付を行ったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年12月まで  
昭和55年4月に美容室を開業した際、役場の担当者が集金に訪れた。さかのぼって全期間約36万円の保険料を納付するよう言われたが、厚生年金保険に加入していたことを説明すると、後日役場の担当者が確認したということで、約15万円をさかのぼって納付した。納付時期は55年6月ごろだと思う。さかのぼって納付したはずの52年8月から53年12月までの期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、手帳記号番号の払出日は、昭和56年9月ごろであり、その時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、43年4月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その手帳記号番号の存在は平成18年4月に基礎年金番号に統合されるまで、申立人は認識していなかったことから、当該手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が特例納付したと主張する、昭和55年6月は第三回特例納付の実施期間であるものの、申立人の手帳記号番号の払出日である56年9月は、特例納付実施期間外であるため、特例納付はできない。

なお、昭和56年9月21日に54年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料9万3,030円を過年度納付している記録があり、同時に56年の現年度保険料5万4,000円を一括納付したとすると合計14万7,030円となり、申立人が納付したと主張する金額約15万円に近い金額になることから、申立人はこのことと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの期間、54年4月から58年6月までの期間、平成8年4月から9年3月までの期間、10年1月から同年3月までの期間及び11年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から51年3月まで  
② 昭和54年4月から58年6月まで  
③ 平成8年4月から9年3月まで  
④ 平成10年1月から同年3月まで  
⑤ 平成11年2月から同年3月

A社会保険事務所に昭和46年3月から51年3月までの期間、54年4月から58年6月までの期間、平成8年4月から9年3月までの期間、10年1月から同年3月までの期間及び11年2月から同年3月までの期間の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できないとの回答があった。夫と一緒に納付していたので未納とされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は昭和50年にその夫と一緒に特例納付をしたとしているが、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号の払出日は51年11月12日であることからすると、51年11月は第二回特例納付の実施期間ではないため、特例納付はできなかったものと推認される上、別の手帳記号番号が払出された形跡も見当たらない。
- 2 申立期間②及び③については、申立人は納付書または口座振替によりその夫と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①直後の昭和

51年4月から平成9年12月までの約21年間の申立人夫婦の納付状況を見ると、全期間が一致しているが、一緒に納付していたとするその夫も未納である。

3 申立期間④及び⑤については、申立人は口座振替によりその夫の口座から一緒に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、その夫は申立期間④のうち平成10年1月及び2月の2か月間については納付、同年3月については未納となっており、また、申立期間⑤は納付となっていることから、申立期間④及び⑤は口座残高不足で振替ができなかったことにより未納になったものと推認される。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料及び 59 年 4 月から同年 10 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に A 市に転居し、53 年の確定申告の際、所得控除額が少ないので国民年金の加入を勧められ、A 市役所で国民年金の加入手続をし、その際、市役所職員が 1 年さかのぼって保険料を納付することができるが、1 年半の未納期間が残ると言われたのでさかのぼって保険料を納付することはしないと記憶がある。このため、国民年金の加入は 53 年 3 月ころと記憶しており、同時に付加保険料も申し込んでいるので付加保険料の納付開始時期が 59 年 11 月とずれているのは納得できない。また、昭和 58 年ころから B 地で仕事をしており、A 市に帰るのは月に一度くらいなので、この時期に加入手続をするのは困難であった。申立期間が未納及び付加保険料が含まれていないのは納得できない。

※ 当初、申立期間①の期間については、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの期間だったが、①の申立期間は、口頭意見陳述において、54 年 4 月から 59 年 3 月までの期間に変更された。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、当初、昭和 53 年 3 月ころ A 市役所で国民年金の加入手続を行った時に 1 年さかのぼって国民年金保険料を納付することができるが、1 年半の未納期間が残ると言われたため、さかのぼって保険料を納付しなかった記憶があるので、53 年 4 月から付加保険料を含めた保険料を納付したと主張していた。

しかし、A市役所では、過年度納付書の発行も行っていたとしていることから、同市では、未納期間が生じないように昭和 52 年度の現年度分及び 51 年 10 月からの過年度分の納付を勧めたと考えられ、未納期間は生じない。

また、申立人は、口頭意見陳述において、昭和 53 年の確定申告は、52 年は失業保険をもらい、かつ 6 か月間しか働いていないので、54 年の申告が正しいとして、国民年金の加入手続を 53 年 3 月から 54 年 3 月に変更したが、当該時点においても A 市役所は、昭和 53 年度分及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料の過年度納付を勧めたと考えられるが、この場合でも 3 か月間しか未納期間が生じない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 4 月の国民年金の加入により 30 年間国民年金保険料を納付できるとしているが、60 歳までは 30 年に 8 か月間の不足月が生じ、53 年 4 月の加入とすれば 30 年間保険料を納付することができることから、申立人の主張に合理性がみられない。

以上のことから、申立人は、昭和 53 年 3 月又は 54 年 3 月ころに国民年金の加入手続をしたのではなく、国民年金手帳記号番号が払い出された 59 年 12 月 11 日時点であればさかのぼって保険料を納付してもほとんどが未納期間として残ることから、この時点において A 市役所から言われたと考える方が妥当であり、59 年 12 月 11 日ころに国民年金の加入手続を行ったと認められるが、当該時点では申立期間のほとんどが時効により納付できない期間となっている。

- 2 申立人は、当初、昭和 53 年 4 月（口頭意見陳述において、54 年 4 月に変更）から定額保険料に付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したと主張していた。

しかし、付加保険料は、国民年金の加入手続を行った月から納付できることになっていることから、A 市役所での手続は申立人の手帳記号番号が払い出された 59 年 12 月の前月の 11 月に行ったと推認でき、申立人が所持している国民年金手帳においても資格取得欄に附 59. 11. 17 A 市と記載されており、59 年 11 月からの付加保険料を含めた保険料の納付記録に妥当性が認められる。

- 3 申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び保険料の納付状況等について、当初の申立以上に具体的な申述が得られない。

- 4 加えて、申立人は、申立期間の保険料について、過年度納付した記憶は無いとしている。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から42年3月まで

昭和33年に結婚し、年金額を少しでも多く受け取れるようにと考え、36年4月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。A市からB市（現在は、C市）に転居した時に未納期間が生じたことは承知しているが、後で一括して保険料を納付した覚えがあるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後国民年金に任意加入し、国民年金制度が始まった昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたが、A市からB市に転居した際に未納期間が生じたので、この期間の保険料を昭和55年ごろに一括して納付したとしているが、申立人は、申立期間は国民年金の任意加入被保険者であり、特例納付することはできない。

また、申立人が一括納付した期間、納付場所等の記憶は曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの期間及び42年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで  
② 昭和42年6月から同年12月まで

申立期間については、A区に住んでおり、区役所の担当者が国民年金保険料の集金に来ていた。夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金に来ていたA区役所の担当者に納付していたとしているが、集金の際の領収書や領収印などの授受の記憶が曖昧であり、しかも当時の国民年金手帳については所持していた記憶が無く、保険料の具体的な納付状況が明確で無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間①及び②の前後において未納期間があり、申立人の妻も申立人と同様、申立期間①及び②は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの期間及び42年4月から同年12月までの9か月のうち7か月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで  
② 昭和42年4月から同年12月までの9か月のうち7か月

申立期間については、A区に住んでおり、区役所の担当者が国民年金保険料の集金に来ていた。夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた記憶があるので、申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を、集金に来ていたA区役所の担当者に納付していたとしているが、集金の際の領収書や領収印などの授受の記憶が曖昧であり、しかも当時の国民年金手帳については所持していた記憶が無く、保険料の具体的な納付状況が明確ではない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間①及び②の前後において未納期間があり、申立人の夫も申立人と同様、申立期間①及び②は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から39年3月まで  
母親が国民年金の加入手続を行い、同居していた弟の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。当時の領収書等は既に無くしてしまったが、申立期間については母親が納付していたはずであり、未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間について、申立人の母親が申立人と申立人の弟の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の弟も申立期間が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年ころA区で国民年金に加入し、国民年金制度が始まった36年4月から国民年金保険料を納付した。その後、B区等に転居したが、最近になって、C区に住んでいた時期に未納があるのが分かった。申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から国民年金保険料を納付したとし、申立期間の保険料額を350円ぐらいとしているが、同期間の保険料額は100円であり、記憶と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年4月ころ払い出されており、払出日からすると申立期間の一部は過年度納付となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 25 日から 51 年 2 月 1 日で  
② 昭和 53 年 5 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA株式会社に勤務していた期間が欠落しており、申立期間②についてはB株式会社に勤務していた期間が欠落しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②が同一会社における継続勤務の期間であると主張しているところ、雇用保険の記録により、申立期間①についてはA株式会社を昭和 50 年 9 月 30 日に退職して離職票が交付され、申立期間②についてはB株式会社を 53 年 5 月 27 日に退職して離職票が交付されており、それぞれの会社は別会社であり同一会社間の転勤では無いことが確認できる。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

なお、次に勤務したB株式会社において被保険者資格を取得した可能性もあり得ることから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことを確認した。

また、当該期間について、いずれの事業主からも申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収

票等の資料も無い。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

なお、次に勤務したC株式会社において被保険者資格を取得した可能性もあり得ることから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことを確認した。

また、当該期間について、いずれの事業主からも申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立期間①及び②については、当時の親会社であるD株式会社に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 1 月まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、中学を卒業してから家業である有限会社A（その後、B株式会社。）を手伝い、厚生年金保険料も支払っていたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する有限会社Aの厚生年金保険の被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年 1 月 5 日に取得し、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も故人であり、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 20 日から 42 年 3 月 1 日まで  
厚生年金の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、昭和 41 年 2 月 4 日から 47 年 1 月 26 日までの期間は、株式会社 A 工場（その間、B 株式会社 C 工業株式会社 D 工場へ名称変更。）で継続勤務しており、給料から保険料を引かれていた記憶もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 41 年 3 月に高等学校を卒業してから、個人経営の洋品店で約 1 年間働き、その後株式会社 A 工場に就職し、前任者が転職を予定している生産管理の仕事に入社当時から従事していたと供述しているところ、社会保険庁の記録により、前任者の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 42 年 3 月 26 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社 A 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号が連番で欠番の無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月15日から同年4月11日まで  
② 昭和30年5月25日から33年7月1日まで  
③ 昭和35年11月26日から36年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和28年から40年まで各地の炭坑で働いたが、同じA株式会社（現在は、B株式会社。）の炭坑であり、申立期間当時は同社C出張所に継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA株式会社C出張所で厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険庁の記録により、当該事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間以降の昭和30年12月1日であることが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立期間直前まで勤務していたA株式会社D出張所及び申立期間直後から勤務していたE社の両事業所とも、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するA株式会社C出張所

の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いこと、また、申立人が昭和 33 年 7 月 1 日に取得している厚生年金保険の被保険者資格の記録に訂正の痕跡が無いことが確認できる。

また、申立人が当該期間中に挙式の結婚式の仲人であり、同一職場で勤務していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格の記録も無いことが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する A 株式会社 C 出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の番号が連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立期間①、②及び③について事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 18 日から 58 年 12 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入した事実がない旨の回答を受けたが、同期間については株式会社Aで事務関係の仕事をしていたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に株式会社Aに在籍していたことは、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険受給資格者証及び同僚の証言によりうかがえる。

しかしながら、当時の事業主及び同僚からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除についての証言は得られないほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号は連番で欠番も無く、申立人の氏名は確認できなかった。

このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ころから 33 年 3 月ころまで  
② 昭和 33 年 4 月ころから 36 年 3 月ころまで  
③ 昭和 36 年 4 月ころから 39 年 3 月ころまで

申立期間①については、株式会社Aに、申立期間②については、有限会社Bに、申立期間③については、有限会社Cにそれぞれ勤務し、いずれも厚生年金保険にも加入していたはずなので、被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はD区内にあった株式会社Aに勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、同事業所の所在地を管轄する法務局には法人の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主、同僚等の氏名について記憶しているのは姓のみであることから、事業主、同僚等から同事業所の状況、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

2 申立期間②について申立人は、D区内にあった有限会社Bに勤務していた旨申し立てているところ、同区において同名の事業所が存在し業務内容も申立てと一致するものの、同事業所の所在地が申立人の説明と大きく異なるほか、同事業所についての社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が挙げる姓の同僚で該当する者は確認できない。

3 申立期間③について、申立人はD区内にあった有限会社Cに勤務していたと申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、同事業所の所在地を管轄する法務局には法人の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主、同僚等の氏名について記憶しているのは姓のみであることから、事業主、同僚等から同事業所の状況、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

4 このほか、申立期間①、②及び③に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から 43 年 12 月 13 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤めていた期間について脱退手当金支給済みとなっているが、当時脱退手当金の制度も知らなかったし、手続した記憶や受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月半後の昭和44年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月24日から同年9月10日まで  
② 昭和20年11月12日から21年10月1日まで  
③ 昭和21年10月1日から30年2月11日まで

社会保険事務所で確認したところ、A株式会社B工場及びC株式会社Dで厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっているが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったこともなく、別会社で勤務地も違うのに、一緒に脱退手当金を受け取ったことになっていることにも納得がいかないので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C株式会社Dで昭和22年8月7日から38年9月22日に資格を喪失した女性30名を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め21名に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失後、約3か月以内に支給決定されている者が13名、約5か月で支給決定されている者が4名、約8か月で支給決定されている者が2名おり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和30年10月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 6 日まで  
② 昭和 45 年 5 月 11 日から 46 年 6 月 7 日まで

平成 19 年 8 月 21 日に、昭和 42 年 6 月から 45 年 3 月まで及び 45 年 5 月から 46 年 6 月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所で確認したところ、この期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。昭和 46 年 6 月に妊娠し出産のため退職したが、その後、脱退手当金を請求した覚えが無い。当時、A 社会保険事務所に行ったことはなく場所も知らない。また、B 社から脱退手当金について説明を受けた覚えも無い。最近になって B 社に問い合わせたところ「加入番号で加入期間が昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 7 日で記録が残っている。」と言われた。従って、厚生年金だけ脱退手当金を受け取ったとは考えられないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 年金基金での申立人の加入員期間である昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 7 日までの記録が残っているため脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、当該基金からは、「厚生年金基金からの脱退手当金に当たる特例脱退一時金の制度はないので、厚生年金の脱退手当金を受給していても、通常の基金加入員期間となっている。」との回答があったことから、当該基金加入員期間が残っていることをもって脱退手当金を受給していないとはいえない。

また、B 社において、昭和 42 年 2 月から 51 年 3 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性全員の脱退手当金の支給記録を確認し

たところ、同社を退職後に脱退手当金の支給記録がある者は申立人以外に見当たらず、かつ、申立人の同社での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給権が発生する 24 月未満であることを踏まえると、事業主が代理請求をしていたとは考え難い。

さらに、B 社での申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の欄に○印が付してあるのが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 8 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人からは、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 34 年 12 月 24 日まで  
(A株式会社)

社会保険庁の記録では、申立期間は脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿により、同事業所の新規適用日である昭和23年から47年までに厚生年金保険の資格を喪失した女性14名全員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、このうち同社にて脱退手当金の受給権が発生する24月以上の被保険者期間がある12名のうち9名に脱退手当金の支給が確認できる。

また、通算年金制度が創設された昭和36年以前に脱退手当金が支給された申立人を含む5名についてみると、全員が資格喪失日の5か月以内に支給決定がなされており、そのうちの1人からは、事業主が代理請求をしてくれたとの証言を得られた。

このようなことから、当時、事業主が代理請求をしていたと推認され、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

なお、申立人については、被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示は記されていないが、昭和36年までに支給された申立人を除く上記4名のうち3名についても同様に「脱」表示が記されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険期間照会の回答では、A株式会社での加入記録が昭和 40 年 3 月 1 日から同年 5 月 20 日となっていた。同社への入社は 39 年 2 月 1 日であり、その日から 40 年 3 月 1 日までの期間が欠落している  
ので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は昭和 39 年 3 月 1 日に雇用保険の資格を取得していることから、申立人が同日以降、A株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 40 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当時の同僚としてその名前を記憶し自分よりも先に入社していたとする 2 名も、当該名簿によると申立人と同日付けで資格を取得していることから、同社では、この時期に勤務していた従業員についてまとめて厚生年金保険の被保険者資格の取得届に係る事務手続を行ったものと考えられる。

また、同社では当時の事務担当者は既に在籍せず、関係する文書も処分したとしているほか、申立人は、給与明細書及び源泉徴収票等を所持しておらず、このほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年5月31日から22年7月10日まで  
昭和18年7月1日付でA銀行（現在は、B銀行C支店。以下同じ。）に入学しD支店に勤務、その後、18年11月5日応召のため休職し、21年5月31日に復員したが、体調不良であったため療養生活を送った後、21年10月14日付で復職しました。厚生年金保険制度発足時の在籍者が厚生年金保険被保険者証を受領しているのに、復職後の22年7月10日付で資格取得となっていることは納得できない。この間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社A銀行の辞令及び行員名簿の記録から、申立人が昭和21年10月14日から株式会社A銀行D支店に復職し勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する株式会社A銀行D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の資格取得日は昭和22年7月10日となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和21年5月31日から同年10月13日までは、復員から復職するまでの休職中の期間であり、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとすることは考えられない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、かつ、当時の事業主は死亡していることから証言を得ることはできず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月ころから27年8月ころまで  
② 昭和27年8月ころから34年5月ころまで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。

①の期間はA社に、②の期間はB所にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①（A社）について、申立人はC株式会社D工場内の配送部門を請け負う株式会社A社で自動車部品の運び込みなどの助手をしていたと申し立てているが、申立人が勤務していたとするA社は現在のE株式会社（昭和28年に合名会社A社のF業を継承して発足）であり、申立期間当時は「合名会社A社としてC株式会社の貨物の運送を請け負っていた」とE株式会社からの証言があることから、申立人が勤務していたとする株式会社A社は合名会社A社であると考えられる。

また、E株式会社に合名会社A社の厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「書庫に保管してある文書でさかのぼれるのは（E株式会社の厚生年金保険新規適用日と同日の）昭和28年7月1日からであり、合名会社A社の社会保険関係の書類はない。厚生年金保険適用事業所番号も一切わからない」としている。

さらに、「合名会社A社」で社会保険庁のオンライン記録を確認したところ該当はなく、「A社」でオンライン記録のある事業所はG県内では2つの株式会社A社（H市、I区）が確認できるが、社会保険事務所が保管

するH市の株式会社A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、I区の株式会社A社は厚生年金保険の新規適用日は昭和41年8月1日と確認でき、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

申立期間②（B所）について、同僚の証言から、申立人は、B所に勤務していたと推認されるが、昭和28年1月31日任意包括脱退となっていることから、申立期間のうち同日以降については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が確認できないほか、事業主の所在も不明であることから、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し等の資料を確認することができない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ころから 40 年 2 月ころまで  
昭和 38 年 3 月ころ、A 高校を 1 年で終了し、B 株式会社（正式には、C 株式会社、現在は、株式会社 D。）E 出張所に入社し、40 年 2 月に同社を退職するまで電気の内線工事、外線工事等に従事しており、その間、健康保険料、厚生年金保険料等を給料から控除されていたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が B 株式会社にて在籍していたことは、元同僚等の証言により推認できるものの、同事業所では、申立人に関する社員名簿、辞令、従業員カード等の在籍を確認できる資料が無いことから、申立人の申立事業所における在籍及び社会保険の記録は不明であるとしており、事業主から申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、喪失の届出及び保険料の納付がなされたことが確認できない。

また、社会保険事務所が保有する C 株式会社 F 支店の申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない上、申立人の健康保険の加入記録については、G 健康保険組合（申立期間当時は、C 健康保険組合の名称である）においては不明としており、確認ができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月20日から同年10月1日まで  
申立期間は、A株式会社（現B株式会社。以下同じ。）本社で採用され、同社C工場に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社員経歴表等により、申立人が申立期間当時、A株式会社C工場に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の被保険者資格取得日は同工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年10月1日であり、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A株式会社の本社及び申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった同社の他の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は認められなかった。

なお、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立人より1か月か2か月前に同社本社で採用され同工場に勤務したとする同僚2人も、申立期間において同社本社及び前述の他事業所に被保険者記録は無く、C工場が適用事業所となった日（昭和21年10月1日）に同工場において被保険者資格を取得している。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 5 月 31 日から同年 11 月 10 日まで  
申立期間①はAに、申立期間②は同じくB部に勤務していた。Aに勤務する日本人従業員については、C株式会社が労務管理業務を行っていた時期もある。当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するD所及びC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、E機関は、同機関が保管する常備使用人登録票の中に申立人の勤務記録はあるものの、申立期間①及び②に係る勤務記録は無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 15 日から 49 年 1 月 1 日まで

申立期間①においてはA株式会社に、申立期間②においてはB株式会社（現株式会社C。）に勤務していた。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書は無いが、保険証をもらった記憶もあるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録（昭和 44 年 4 月 1 日加入）により、申立人が 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの間、A株式会社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 44 年 7 月 1 日であり、社会保険事務所が保管する同社に係る事業者別被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録には、同社が適用事業所となった日と同じ資格取得日が記載されている上、同原票によると、申立人を含めて 29 名の同僚が同日付けで資格取得している。

また、申立期間②については、雇用保険の記録（昭和 46 年 1 月 15 日加入）により、申立人が申立期間②当時、B株式会社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る事業者別被保険者原票には現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日が記載されており、同原票において申立期間の健康保険証番号に欠番も無い。

さらに、申立期間①及び②に係る事業所は既に無いなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 10 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 10 日から 37 年 2 月 10 日まで  
申立期間①はA株式会社、申立期間②はB株式会社に勤務し、それぞれ給与明細書には厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA株式会社については、申立人の具体的な説明及び事業主の家族の証言から、申立人が同社に勤務していたことはいくつかあるものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間②のB株式会社については、社会保険事務所に保管する同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の記録は無く、同名簿において健康保険証番号の欠番も認められない上、複数の同僚に照会した結果では、申立内容に係る事実を確認できる証言は得られなかった。

さらに、申立期間①及び②については、A株式会社及びB株式会社は既に解散し、当時の事業主も他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。